

広島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和三年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大竹市栗谷町大栗林字須磨ヶ原一〇二七八番 一地从り 大竹市栗谷町大栗林字須磨ヶ原一〇二七八番 一地从り			六・二三 九・二四	一五二・八五	
	八・〇六 四・二〇			一四九・八三	拡幅